

○みなかみ町蜂駆除費用補助金交付要綱

平成26年12月24日

告示第102号

改正令和3年4月1日告示第66号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人に危害を及ぼすおそれのある蜂の巣を駆除した者に対し、駆除費用の一部を補助することについて、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「蜂」とは、主にハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 町内において蜂が営巣している土地若しくは建物の所有者、管理者又は賃借する個人であること。ただし、国、地方公共団体及び事業者は除く。
- (2) 駆除業者（ハチ等の駆除を業とする者をいう。）により蜂の巣を駆除すること。
- (3) 町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金、下水道事業受益者分担金及び町営住宅家賃（以下「町税等」という。）に滞納又は未納のない世帯に属している者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、駆除するのに要した費用の2分の1に相当する額とし、1万円を限度とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、駆除に要した費用の領収書に記載された領収日から起算して30日以内に、蜂駆除費用補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 駆除に要した費用の領収書
- (2) 駆除前と駆除後の状況写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査すると共に補助金の交付の適否を決定し、蜂駆除費用補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、速やかに蜂駆除費用補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、規則第15条各号に定める事項のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、支給した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項に規定する命令を受けた者は、定められた期限内に返納しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。